

転院搬送における救急要請について

(改訂版)

下関・長門地域メディカルコントロール協議会

下関市医師会

下関市保健部

下関市消防局

平成29年3月

(平成31年1月改訂)

1 目的（主旨）

救急業務とは消防法第2条9項で、災害や事故、生命の危険や著しく悪化する恐れのある症状を示す傷病者を、迅速に搬送する適当な手段がない場合に救急隊により医療機関へ搬送することとしています。

救急出動件数が増加の一途をたどっている中で、救急車が多数同時に出動し、管轄地域に救急車がない時間帯が現実には発生しており、救急出動に対する対応が必要となってきています。平成28年3月には、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」が消防庁次長及び厚生労働省医政局長の連名で発出（平成28年3月31日付け消防救第34号、医政発0331第48号）され、全国的に改善を求められるようになりました。

下関市においては、救急医療の適正利用について市民へのご協力をお願いしているところです。一定の救急車の利用が見込まれる、医療機関からの搬送（転院搬送）においても救急車の適正利用及び救急出動の円滑化についてご理解とご協力をお願いすべく、調査研究を実施し、対応策として「転院搬送における救急要請について」を作成しました。

2 下関市の現状

全国的に増加している救急出動については下関市も例外ではなく、平成元年に7,500件であった救急出動件数は、平成28年には過去最高となり、15,348件となっています。その内、転院搬送は14.8%を占めており、全国平均の8.3%（平成27年消防庁公表）を大幅に上回っています。

このような状況の中、下関市は関係機関協力のもと様々な対策（※1）に取り組んできました。

3 救急出動の調査研究について

転院搬送について、課題抽出として平成28年10月から12月に要請元医療機関と受入医療機関（輪番病院）へのアンケート調査を実施しました。その結果は下記の通りです。

（1）要請元医療機関へのアンケート調査結果

- ・医療機関の間で情報共有が出来ていない。
 - ・救急隊が情報収集に時間がかかり、早く出発しない。
 - ・医師または看護師の同乗を求められ困っている。
 - ・各関係機関が、情報を共有するシートを作成する必要がある。
- 等があげられました。

(2) 受入医療機関へのアンケート調査結果

- ・患者情報を分りやすく記載したフォーマットは必要。

4 転院搬送引継書の運用について

救急車の適正利用の取り組みの手始めとして、転院搬送引継書の運用を開始いたします。

現在の転院搬送は、救急隊が要請元医療機関に到着後、患者情報を聞き取り記録します。それを元に受入医療機関へ受入準備の確認を実施した後に、搬送を開始することとしています。

要請元医療機関へ到着するまでに転院搬送引継書を作成していただければ、救急隊が聞き取りを行う時間が短縮され、今まで以上に早く搬送を開始することができます。救急隊が受入の確認をする際、受け入れた医師の名前を伝えるために、転院搬送引継書には受入医師等も記入することとしてあります。

- 5 この「転院搬送における救急要請について」及び転院搬送引継書は、運用開始した後、関係機関の意見等を聞き、適宜検討し改訂する予定としております。(※2)

※ 紹介先医療機関向けの情報提供書(紹介状)は、今までどおり準備してください。

※ CPA等、応急処置を実施中は転院搬送引継書については不要とします。

※ 高齢化に伴い救急搬送件数が増加の一途をたどる中、ご理解とご協力をお願いいたします。

(※1) 「救急搬送における転院搬送等検討」の経緯

年月日	会議名（検討内容等）
平成 27 年 12 月 17 日	平成 27 年度病院群輪番制事務連絡会議兼第 3 回救急医療担当者会議 ・ 転院搬送の下りについて考察。
平成 28 年 3 月 31 日	転院搬送における救急車の適正利用の推進について ・ 総務省消防庁・厚生労働省医政局 通知発出。
平成 28 年 5 月 1 日	救急医療適正リーフレット作成（市民向け救急医療適正利用普及） ・ 下関市内全戸配布。（下関市保健部）
平成 28 年 5 月 31 日	平成 28 年第 1 回救急医療担当者会議 ・ 救急医療の適正利用の中で転院搬送についても同様の検討が必要。 ・ 市内 6 病院救急医療担当者及び医師会担当理事出席。
平成 28 年 6 月～12 月	転院搬送等について全国及び下関市内医療機関アンケートを実施 ・ 共通のフォーマット必要との意見多数あり。
平成 28 年 6 月 13 日	転院搬送事務担当者会議 ・ 救急車の適正利用について自主的な取り組みについて協力要請 ・ 市内 27 病院転院搬送事務担当者及び下関市医師会担当者出席
平成 28 年 11 月 28 日	下関医療圏救急医療対策協議会 ・ アンケート結果等説明し転院搬送ガイドラインの必要性共有
平成 28 年 12 月	転院搬送におけるフォーマットのアンケート（受入医療機関） ・ 転院搬送引継書の項目について意見聴取
平成 28 年 12 月 3 日	「地域医療構想推進」シンポジウム タイトル「知って考える下関の救急と救急医療適正化」
平成 29 年 2 月号	市報しものせき 「その救急車必要ですか」 掲載 ・ 市民に対して救急車の適正利用についての広報実施。

※下関・長門地域 MC 協議会、下関市医師会、下関市保健部、他関係団体とは別に協議等を重ねた。

(※2) 「転院搬送における救急要請について」の検討及び検証経過

年月日	会議名（検討内容等）
平成 29 年 4 月 16 日	転院搬送事務担当者会議 ・ 転院搬送ガイドラインの運用開始について説明
平成 29 年 6 月 1 日	転院搬送ガイドライン運用開始 病院（医療法に基づく）のみを対象。診療所は対象外。
平成 29 年 8 月 1 日	下関医療圏救急医療対策協議会 ・ 転院搬送ガイドラインの運用状況、今後の調査について情報共有。
平成 30 年 7 月 10 日	転院搬送時事務担当者会議 ・ 転院搬送ガイドライン運用状況（1 年間）説明。さらなる協力要請。
平成 30 年 8 月 27 日	下関医療圏救急医療対策協議会 ・ 転院搬送ガイドライン（転院搬送引継書）の見直しについて意見あり。
平成 30 年 12 月 3 日	転院搬送ガイドライン見直し WG 開催
平成 31 年 1 月 1 日	【改訂】転院搬送ガイドライン運用開始

平成 3 1 年 1 月 1 日 改訂

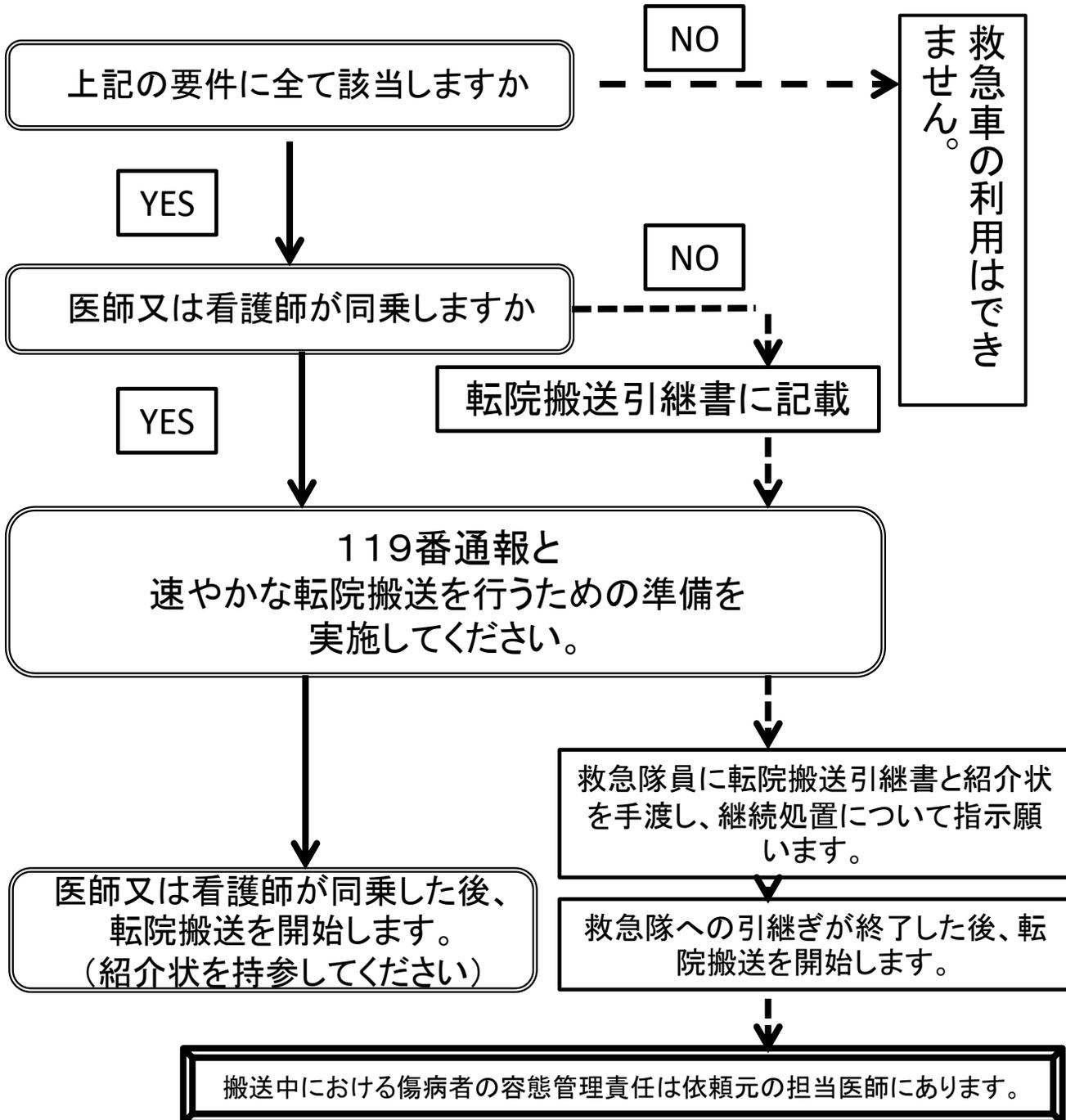
【主な改訂内容】

- ・ 転院搬送引継書の様式変更

転院搬送要請フローチャート

《転院搬送の要件》

- ① 転院搬送依頼元医療機関の医師の判断により
- ② 当該医療機関において治療が困難であり
- ③ 緊急に他の専門病院等に搬送する必要がある
- ④ 他に適当な搬送手段がない場合（消防庁通知）



消防機関の救急車を利用した転院搬送時の注意事項

1 搬送先医療機関の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 搬送先医療機関については、あらかじめ貴院で調整し、確保してください。
2 搬送手段について	<ul style="list-style-type: none">・ 下記の方は、福祉タクシー・タクシー、マイカー等の利用をお願いします。<ul style="list-style-type: none">① 医療機関側の都合によるもの② 医学的な理由ではなく、家族や本人の希望によるもの③ 単なる回復治療・静養のためのもの
3 医師等の同乗について	<ul style="list-style-type: none">・ 救急隊は限られた救急処置しかできません。容態急変に対応するためには、医師又は看護師が必ず同乗してください。・ 医師又は看護師が同乗できない場合は、その理由を搬送先医療機関に伝えるとともに、患者家族にも説明しておいてください。
4 転院搬送引継書の提出について	<ul style="list-style-type: none">・ 医師又は看護師が同乗できない場合には必ず転院搬送引継書を作成してください。・ 転院搬送引継書は、医師が直接救急隊へ手渡し、搬送中に必要な処置などについて指示してください。
5 その他	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として市外への転院搬送は行いません。・ 傷病者の急変時には指定された搬送先医療機関以外の医療機関へ搬送する場合があります。・ 転院搬送実施後に同乗された方を貴院へお送りすることはできません。

CPAの場合は転院搬送引継書は不要です。

